YOKOHAMA MAIL NEWS
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION
輸送サービス労組 横浜地本
JTSU-E YOKOHAMA
2021.07.14
No.034
ホームページ
Twitter

休憩時間が２３分！？

労基署が立ち入り調査を開始！

２０２０年１０月１３日、水戸支社は２０２１年３月１３日に実施する水戸線「中編成ワンマン運転」に向け、水戸運輸区全運転士を対象に訓練を開始した。訓練行路では、始業から終業まで７時間５４分の臨時勤務であり、休憩時間は勝田車両センター到着後の１０時０５分から２３分しか確保されていなかった。労働基準法第３４条に照らせば、例外的取扱いを定めた労働基準法施行規則第３２条にも該当しなければ労働基準法違反となる。

労働基準法第３４条　とは

使用者は、労働時間が６時間を超える場合においては少なくとも４５分、８時間を超える場合においては少なくとも１時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

労働基準法施行規則第３２条　とは

① 使用者は、…列車、気動車、電車、自動車…に乗務する運転手、車掌…で、長時間にわたり継続して乗務（６時間以上）するもの…は、法第３４条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

② 使用者は、乗務員で前項の規定に該当しないものについては、その者の従事する業務の特性上、休憩時間を与えることができないと認められる場合において、その勤務中における停車時間、折返しによる待ち合わせ時間その他の時間の合計が法第３４条第１項に規定する休憩時間に相当するときは、同条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

今回の事象はどうなの？

臨時行路は「長距離（６時間）にわたり継続して乗務するもの」には該当しないと言え、休憩時間を与えなければならないと解される。また「その者の従事する業務の特性上、休憩時間を与えることができないと認められる場合」には休憩時間を与えないことができる、今回の臨時行路がこれに該当するかは客観的に判断されなければならない。

この間、水戸支社と団体交渉を行ってきたが「乗務員（運転士）には休憩時間の概念がないから問題ない」という回答を繰り返し、臨時行路に関わらず、乗務員は労働基準法第３４条の休憩時間を確保しなければならない性質のものではないという見解を示した。法的解釈ではその趣旨を全く理解していない言動が見られた。労働基準法第３４条、労働基準法施行規則第３２条に違反した臨時行路が作られたと言える。このことを受け６月３０日、ＪＴＳＵ－Ｅ水戸地本は労働基準監督署に訴えを提出し受理。７月１３日、ＪＲ水戸支社に労基署が立ち入り調査に入りました。

労働基準法違反は許されない！